

東日本大震災 ～あれから10年 首都直下型地震に備える～

東日本大震災の発生から、3月11日で10年が経ちます。
この震災は、東北地方を中心に甚大な被害をもたらし、1万5,000人を超える尊い人命が失われ、現在も4万1,000人を超える方々が避難生活を送っています。
東日本大震災発生以降、熊本地震や大阪府北部地震、北海道胆振東部地震などの大きな地震が次々と発生しました。また、2月13日には、福島県沖を震源とする東日本大震災の余震が発生し、福島県

や宮城県では最大震度6強、本市でも震度4を観測しました。
首都圏では、マグニチュード7クラスの首都直下型地震が発生すると予測され、本市においても最大震度6強の揺れが想定されています。
地震はいつ発生するかわかりません。被害を最小限に抑えるためにも、日頃からの備えが大切です。

問 危機管理防災課 ☎ 305

首都直下型地震が発生した場合の埼玉県における被害想定

平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査における東京湾北部地震の被害想定 ※一番被害が大きいとされる、冬の午後6時、風速毎秒8メートルのケース

電気	電話	水道	都市ガス	下水道
約5万3,000世帯が停電 復旧予測6日	約3,200回線が不通 復旧予測14日	約55万人に断水の影響 復旧予測30日	約77万5,000件が供給停止 復旧予測55日	約109万人に機能支障 復旧予測30日

日頃の備え

各家庭で水や食料を備蓄する場合は、7日分、最低でも3日分の生活の備えをしておきましょう。

また、災害時には冷蔵庫・冷凍庫にある傷みやすいものから食べ、非常食はその後に食べるようにしましょう。

1 水・食料などの備蓄

●水 1人1日3リットル必要



●食料品



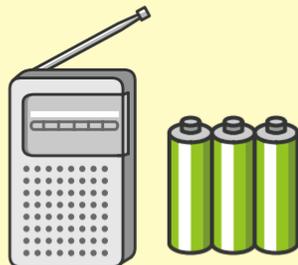
米(レトルト、アルファ米など)、ビスケット類、インスタント食品類、缶詰、粉ミルク、離乳食など

ローリングストック



非常食にも使える食品(レトルト食品や缶詰など)を買い置きし、普段の食事の中で定期的に食べ、その分を買い足す備蓄方法

●携帯ラジオ、電池



●卓上コンロ、カセットボンベ

食品を温めるなどの調理ができ、食べられる食材の幅が広がります。



●災害用トイレ



使うコツ
便器にゴミ袋を被せ、その上から携帯トイレを設置。携帯トイレだけを交換すれば、水が床に落ちません。

●LEDランタン・懐中電灯、マッチ・ライター・ロウソクなど



LEDランタンは部屋数分

避難の際に 携帯するもの

- ・衣類・日用品(下着、紙おむつ、タオル、生理用品、携帯トイレ)、毛布、マスク、手指消毒液、除菌ウェットティッシュなど
- ・貴重品(現金、預金通帳、健康保険証など)



市の人口と世帯数



人口…92,512人(+11人)
世帯…44,288世帯(+20世帯)

男…48,026人(-8人)
令和3年(2021年)2月1日現在

女…44,486人(+19人)

2 避難所・避難ルート、家族との連絡方法の確認

日頃からハザードマップなどを活用し、避難場所・避難所へのルートを確認しておきましょう。

また、災害時にどのような手段で連絡を取り合うかを、家族で決めておきましょう。



家族との連絡方法(災害用伝言サービスの活用)

●災害用伝言ダイヤル(171)

災害時の連絡手段の1つで、地震・風水害などの災害の発生により、被災地への通信が増加し回線が繋がりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板です(災害時のみ利用可)。

使用方法

「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行ってください。

※提供開始時期などについては、テレビ・ラジオなどで案内されます。

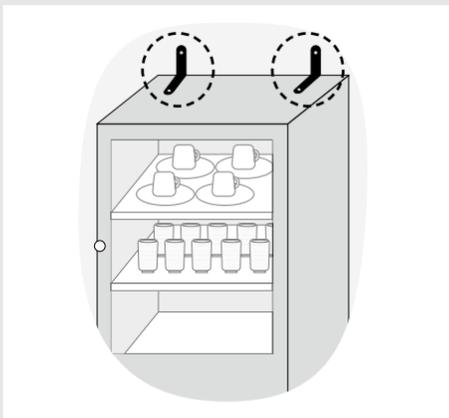
災害用伝言ダイヤルは、毎月1・15日などに体験利用ができます。

3 家庭でできる地震対策

建物が無事でも、家具が転倒するとその下敷きになってけがをしたり、避難経路がふさがれ避難が遅れる場合があります。また、食器・花瓶の落下や窓ガラスの飛散によりけがをする危険がありますので、家庭でできる対策を行いましょ。家具の固定を専門家に依頼したい場合は、「埼玉県家具固定サポーター」をご活用ください(県ホームページ〈<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/bousaitaisaku/kagukotei-supporter.html>〉参照)。また、市では、高齢者や障がい者がいる対象世帯に、家具転倒防止器具等取付サービスを実施しています。利用条件がありますので、詳しくは長寿介護課(☎448)または障がい福祉課(☎453)へお問い合わせください。

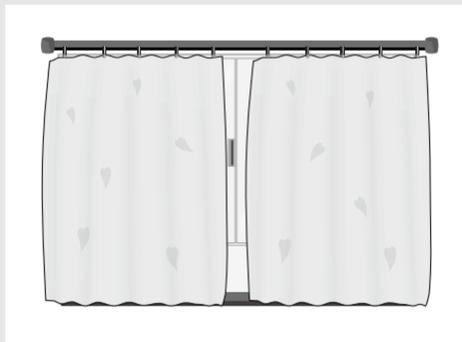
●家具・電化製品の転倒防止対策

・家具・電化製品は柱・壁・床に固定する。



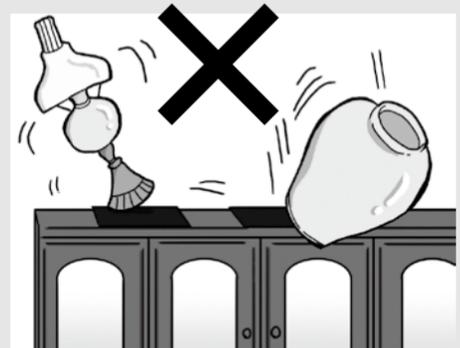
●ガラスの飛散防止対策

- ・飛散防止対策済みのガラスに交換するか、飛散防止フィルムを貼る。
- ・カーテンを引く。



●重い置物や花瓶などの落下によるけがの防止対策

- ・重い置物や花瓶などは高いところに置かないようにする。



新型コロナウイルスワクチン接種

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を市民の皆さんに適切に実施できるよう、現在、市では草加八潮医師会などの関係機関と調整しながら、接種体制の確保や相談体制の整備を進めています。

問保健センター ☎995-3381

3月12日
から

八潮市新型コロナウイルスワクチンコールセンター開設

☎0570-200-814 (受付=月~金曜日 午前10時~午後7時、日曜日 午前10時~午後6時※日曜受付は5月まで設置予定)

※土曜日、祝日は受け付けしていません。

☎新型コロナウイルスワクチン全般について

〈接種時期〉

ワクチンは徐々に供給されるため、一定の優先順位を決めて、接種を行います。ワクチンが供給され次第、高齢者の接種を開始する予定です。

〈接種対象〉

市内在住の16歳以上の方

〈接種券(クーポン券)の発送〉

ワクチンの供給状況に応じて、順次ワクチン接種券(クーポン券)を発送する予定です。

※令和3年3月1日現在の情報のため、今後の状況により変更となる可能性があります。最新の情報は、市ホームページまたは厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/index.html>)をご確認ください。

八潮市 新型コロナウイルスワクチン 接種フロー(想定)

① 対象者にワクチン接種券(クーポン券)を郵送
※高齢者から順次発送



② 希望者は、次のいずれかの方法で、
接種場所・接種日を選択して予約

予約方法：完全予約制

電話予約
(コールセンター)

WEB予約

※予約システム準備中



③ 予約日に予約した場所で
ワクチンを計2回接種

※同じワクチンを原則同じ場所で接種
※接種費用は無料



接種方式：個別接種・集団接種の併用

個別接種

市内委託医療機関17カ所
(令和3年3月1日現在)

集団接種

【平日(午前・午後)】:保健センター
【土曜日(午後)、日曜日(午前・午後)】:公共施設
(保健センター、八潮メセナ・アネックス、エイトアリーナのいずれか1カ所を実施)

町会・自治会加入促進月間



つながり育てる地域の力 ～町会・自治会に加入しましょう～

3月から4月は、町会・自治会加入促進月間です。

☎市民協働推進課 ☎328

町会・自治会とは

町会・自治会は、地域のさまざまな活動を通して、人と人との絆をつくり、地域住民の交流の場をつくることのできる最も身近な団体です。

日頃から近くに住む方たちとのつながりを大切にすることで、日常生活が豊かになるだけでなく、災害などの非常時においても頼れる大きな力になります。

市の取り組み

「八潮市町会自治会への加入及び参加を進めるための条例」により、転入した方や住宅を購入した方へ町会・自治会への加入をすすめています。

- ◇転入した方へ加入案内リーフレットを配布
- ◇宅地建物取引業者の協力のもと、アパートなどの賃貸契約時や住宅購入時における加入への働きかけ
- ※草加警察署の協力のもと、町会・自治会へ地域における犯罪の情報を提供し、注意喚起を行っています。

町会・自治会に加入するには

町会・自治会への加入を希望する場合は、直接、町会・自治会に申し込むか、市民協働推進課へご連絡ください。

町会・自治会の主な活動

安心して暮らしたい (安全・安心)

空き巣や路上での犯罪などを防ぐために活動しています。

- ◆防犯灯の設置や管理
- ◆夜間防犯パトロール
- ◆交番情報のお知らせ など

いざという時のために (防災)

災害時に助け合えるよう、自主防災組織を結成しています。

- ◆防災訓練
- ◆災害時に手助けが必要な方の把握や避難の協力
- ◆避難所の開設・運営
- ◆災害時の食料や資機材の保管・管理 など

いきいきと暮らしたい (すこやか)

誰もが地域でいきいきとすこやかに暮らせるように活動しています。

- ◆小・中学生の登下校時のパトロール
- ◆障がいのある人や高齢者の見守り活動 など

※このほか、市政情報などを回覧・掲示板で周知しています。



春のスポーツ教室

①ピラティス

身体の「正しい姿勢」を整えるために、無意識に動かしている「クセ」を修正し、関節可動域を広げる動きづくりなどを行います。
 日4月20日～6月15日(5月4日を除く毎週火曜日・全8回) 午前9時30分～10時30分
 対市内在住・在勤の方
 持室内用運動靴、ヨガマットまたはバスタオル
 費4,000円

③はじめて簡単エアロ

初心者向けの教室です。簡単な基本的ステップからはじめます。
 日4月20日～6月15日(5月4日を除く毎週火曜日・全8回) 午後7時～7時45分
 対市内在住・在学・在勤の方
 持室内用運動靴
 費3,000円

②健康ダンベル

簡単な道具を用いて軽い筋力トレーニングと有酸素運動を行います。
 日4月20日～6月15日(5月4日を除く毎週火曜日・全8回) 午前10時45分～11時45分
 対市内在住・在勤の方
 持室内用運動靴
 費4,000円

④ダイエットエクササイズ

運動量が多めの教室です。音楽にあわせて全身を動かして、脂肪を燃やしましょう。
 日4月20日～6月15日(5月4日を除く毎週火曜日・全8回) 午後8時～8時45分
 対市内在住・在学・在勤の方
 持室内用運動靴
 費3,000円

⑤骨盤リメイクヨガ

骨盤を正常な位置に戻すようにアプローチし、骨盤を中心に全身のバランス調整を行います。
 日4月23日～6月25日(5月14日、6月18日を除く毎週金曜日・全8回) 午前9時30分～10時30分
 対市内在住・在勤の方
 持室内用運動靴、ヨガマットまたはバスタオル、長めのスポーツタオル
 費4,000円

⑥小学生初心者水泳

泳ぎが苦手・まったく泳げない児童向けの教室です。水なれからはじめ、面かぶりクロールで15メートル泳げるようになることを目標とします。
 日5月7日～6月25日(毎週金曜日・全8回) 午後7時～8時
 対市内在住・在学の小学生
 持水着、水泳帽、タオル
 費2,400円

⑦親子体操 (2、3歳児+保護者)

跳び箱やフープ、ボールなどの器具を使い、音楽にあわせたダンスなど、親子で身体を動かします。
 日5月22日～6月26日(毎週土曜日・全6回) 午前10時～10時50分
 対市内在住・在園の満2～3歳(令和3年4月2日現在)の幼児とその保護者
 費3,000円

⑧幼児体操

跳び箱やマット、ボールなどの器具を使い、「調整力」を発達させるための動きづくりの基礎となる、多種多様な体操を行います。
 日5月22日～6月26日(毎週土曜日・全6回) 午前11時10分～正午
 対市内在住・在園の満4～5歳(令和3年4月2日現在)の幼児
 費1,800円

—共通—

場①～⑤エイトアリーナ⑥市民温水プール⑦⑧文化スポーツセンター
 対①～⑤15歳以上(令和3年4月2日現在)の方 ※中学生を除く
 定①～⑤30人⑥20人⑦20組(親子2人1組)⑧15人(申込順)
 申参加申込書(文化スポーツセンター、エイトアリーナまたはホームページで入手)に参加費を添えて、4月2日から各教室初回の1

週間前までに文化スポーツセンター(☎996-5126(受付=午前9時～午後5時))へ

※窓口での密を回避するため、電話での受け付けも行います。
 ※①～⑤の教室で定員に空きがあるときは、1回600円(③④は500円)で参加することができます。なお、当日参加を希望する場合は事前にエイトアリーナ(☎999-7011)に確認をしてください。

人事行政の運営等の状況

市の人事行政の運営などの状況について公表します。 **問総務人事課 ☎ 238**

1 職員の給与の状況

(1)人件費の状況 (令和元年度)

歳出額(A)	30,921,222千円
人件費(B)	4,302,116千円
人件費率(B)／(A)	13.9パーセント

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含む

(2)職員給与費の状況 (令和元年度)

職員数(A)	給与費			計(B)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	
518人	1,771,437千円	444,467千円	722,755千円	2,938,659千円
1人当たり給与費(B)／(A)				
				5,673千円

※職員数は、令和2年4月1日現在の人数
※職員手当には、退職手当を含まない

(3)職員の初任給の状況 (令和2年4月1日現在)

区分	一般行政職	
	八潮市	国
大学卒	188,700円	182,200円

(4)職員手当の状況 (令和2年4月1日現在)

期末手当・勤勉手当 (令和元年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当
6月期	1.3月分	0.925月分
12月期	1.3月分	0.975月分
計	2.6月分	1.9月分

職制上の段階、職務の級等による加算措置	あり
---------------------	----

退職手当(令和元年度支給割合)		
	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.70900月分
最高限度額	47.7090月分	47.70900月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(10年) (2~30パーセント加算)	

2 職員の任免および職員数に関する状況

(1)職員の採用の状況

令和元年度は、一般事務32人(17人)、建築技師5人(2人)、土木技師1人(0人)、電気技師1人(0人)、保育士8人(7人)。

(2)再任用の状況

令和元年度は63人(15人)。
※(1)、(2)の()内は、女性職員数

(3)職員の退職の状況

令和元年度は、定年退職4人、自己都合退職14人、その他1人、計19人。

(4)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

		職員数		対前年増減数
		令和元年	令和2年	
一般行政部門	議会	6	7	1
	総務	138	144	6
	税務	42	45	3
	民生	131	131	0
	衛生	37	38	1
	労働	6	6	0
	農林水産	5	6	1
	商工	10	9	△1
	土木	77	81	4
	小計	452(42)	467(31)	15
特別行政部門	教育	49(4)	51(3)	2
公営企業等会計部門	水道	23	24	1
	下水道	14	15	1
	その他	39	40	1
	小計	76(3)	79(4)	3
合計	577(49)	597(38)	20	

※職員数は、退職者・派遣職員などを含み、特別職・会計年度任用職員を除く
※()内は、再任用短時間勤務職員で、それぞれの計に含まない
※令和2年の職員数には育児休業代替職員を含む

主な増減理由は、事務の見直しに伴う増減および育休代替任期付職員分。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間の概要

職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分。原則、毎週月曜日から金曜日までの、それぞれ午前8時30分から午後5時15分まで。

(2)休暇制度の概要・種類など

年次有給休暇、病気休暇など。

(3)年次有給休暇などの取得状況

令和元年度の年次有給休暇の平均取得日数は10.8日。育児休業の取得者は27人(27人)、部分休業の取得者は14人(14人)。

※()内は女性職員数

(4)時間外勤務の状況

令和元年度の一般職員の1月当たり平均時間外勤務時間は、約14時間(休日勤務を含む)。

4 職員の分限および懲戒処分の状況

令和元年度に分限処分を受けた職員総数は6人。懲戒処分を受けた職員はいない。

5 職員のサービスの状況

(1)職務専念義務免除の状況

令和元年度の承認件数は、研修を受ける場合が973件、厚生事業に参加する場合が659件、その他市長が定める場合が1件。

(2)営利企業等従事の許可状況

令和元年度の許可件数は5件。

6 職員の研修および人事評価の状況

(1)研修の概要

令和元年度は、全59コースに参加し、延べ973人が修了。

(2)職員の人事評価の概要

能力評価、業績評価を実施。

7 職員の福祉および利益の保護の状況

(1)福利厚生制度の概要

共済制度は、埼玉県市町村職員共済組合で実施。

福利厚生事業は、市が外部委託。

その他、互助組織として「職員互助会」を組織。

(2)公務災害の発生状況

令和元年度の発生件数は公務災害が2件。

8 その他

令和元年度の「勤務条件に関する措置要求」および「不利益処分に関する不服申し立て」はない。

市の財務書類を作成

市の財政状況を分かりやすくお知らせするため、令和元年度の連結財務書類を作成しました。

連結財務書類は財政の効率化・適正化を推進するため、平成27年1月に総務省から示された「統一的な基準による公会計マニュアル」に基づき、企業会計の手法を用いて決算の状況をまとめたものです。 **問財政課 ☎ 306**

令和元年度決算の連結貸借対照表を簡略化すると次のようになります。

資産の部		負債・純資産の部	
有形・無形固定資産	1,331億円	負債	640億円
投資その他の資産	126億円	純資産の部 【資産-負債】 (うち当期利益)	929億円 (42億円)
流動資産	112億円		
資産合計	1,569億円	負債・純資産合計	1,569億円

【参考】連結貸借対照表の各資産および負債・純資産を、家計で使う言葉に言い換えると次のようになります(資産総額を2,000万円とした場合)。

資産の部		負債・純資産の部	
自宅・土地・車	1,696万円	住宅ローン	816万円
定期預金・株式	161万円	ローン返済後の財産 【資産-負債】 (うち令和元年度増加分)	1,184万円 (54万円)
現金・普通預金	143万円		
資産合計	2,000万円	負債・純資産合計	2,000万円



市役所の電話
996-2111
FAX
995-7367

防災行政無線
テレホンサービス
0120-840-225
防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合、再度聞き直せます(定時放送を除く)。通話料は無料です。

広報やしおに掲載したイベントなどは、中止・変更になる場合があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



八潮市議会定例会の傍聴

令和3年第1回八潮市議会定例会を3月19日まで開会しています。
一般質問日 = 3月16日(火)~18日(木)
※一般質問とは、議員が市の仕事全般について、執行機関から現在の状況やこれからの考えを聞くこと
定各日21人 (当日先着順)
問議事調査課 ☎②277

第2回八潮市地域公共交通協議会の傍聴

日3月26日(金) 午後2時~
場八潮メセナ集会室
内持続可能な地域公共交通に関する協議および八潮市地域公共交通計画(案)などについて
定10人 (当日先着順)
問交通防犯課 ☎③397

市民課日曜特設窓口の開設

3月、4月の日曜日に、住民異動届などの臨時受付を行います。
日3月28日、4月4日(各日曜日) 午前9時~午後5時(正午~午後1時を除く)
場市民課
※駅前出張所は閉所のため、受け付けしていません。
内▼各種証明書の交付
▼住民異動届(転入・転出など)
▼印鑑登録
▼戸籍の届け出
▼個人番号カードの交付
▼電子証明書の更新
※住民基本台帳カード・個人番号カードを利用する転入届は、住民基本台帳ネットワークシステムが停止しているため、受け付けることができません。
また、届出内容により、他市などへの照会や市民課以外の手続きが必要となる場合には、後日来庁していただくことがあります。
問市民課 ☎④210

固定資産の価格等の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧

令和3年度固定資産税(土地・家屋)の納税者は、本人の土地や家屋の価格と市内の他の土地や家屋の価格との比較ができるよう、次の帳簿を縦覧できます。あらかじめ税額を確認したい方は、この機会をご利用ください。
日4月1日(木)~5月31日(月) ①午前8時30分~午後5時15分②午前8時30分~午後7時
場①資産税課(縦覧・閲覧)②駅前出張所(閲覧のみ)
内土地価格等縦覧帳簿(所在・地番・地目・地積・価格)、家屋価格等縦覧帳簿(所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格)
持本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)
※市内に固定資産をお持ちの方で、この期間に本人の課税台帳を閲覧される方には、課税台帳の写しを無料でお渡しします(この期間を過ぎると有料)。
問資産税課 ☎④412

トレーニング室利用登録

文化スポーツセンターには、

ランニングマシンやエアロバイクなどのトレーニング機器を備えたトレーニング室があります。令和3年度にトレーニング室を利用するには、利用の登録手続きと講習会の受講が必要です。初めての方は必ず受講してください。
利用期間 登録手続き後~令和4年3月31日
利用時間 午前9時~午後9時
対市内在住・在勤・在学の15歳以上(令和3年4月2日現在)の方
※中学生を除く
費2,000円
日4月1日午後2時から、文化スポーツセンター(☎996-5126)へ



市民税・県民税・所得税などの申告期限延長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告期限が4月15日まで延長されました。
なお、3月16日以降の確定申

告については、越谷税務署(☎965-8111)へお問い合わせください。
問市民税課 ☎④206

3月は「自殺対策強化月間」

自殺は個人の自由な意思や選択の結果と思われがちですが、実際にはさまざまな要因が複雑に関係し、心理的に追い込まれた末の死です。身近な人の変化に気づいたら、まずは耳を傾けねざらい、支援先につなげ、温かく見守りましょう。
保健センターでは、月1回精神科医によるこころの相談を行っています。1人で悩まずご相談ください。
問保健センター ☎995-3381
相談機関など
・こころの健康相談統一ダイヤル ☎0570-064-556
・支援情報検索サイト
<http://shienjoho.go.jp>
・よりそいホットライン(24時間対応) ☎0120-279-338



人権それは愛 私たちにできる「自殺」の防止について ~身近に悩みを抱えている人はいませんか~

問社会教育課 ☎③365、人権・男女共同参画課 ☎④811
新聞報道などにおいては、長く続く新型コロナウイルス感染症の影響で社会情勢が変化し、変わっていく生活環境や生活困窮などがストレスや不安を抱える要因となり、自殺者数が増加傾向であると報じられています。
このような状況の中、私たちに身近でできることがあります。それは、一人ひとりが「ゲートキーパー」になることです。ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことです。悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することで自殺を防ぐことができるかもしれません。
そのためには、1人でも多くの方が、ゲートキーパーとしての意識をもち、専門的な知識がなくても、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことが大切です。
新型コロナウイルス感染症の収束の兆しが見えない今だからこそ、一人ひとりがお互いを思いやる気持ちをもって行動することが、何よりも大事なのではないのでしょうか。まずは身近にいる人の変化に気づき、支えあっていく社会をみんなで目指していきましょう。



おしらせHOTOコーナー

生産緑地地区追加指定の受け付け

生産緑地地区の追加指定の受け付けを行います。希望される方は、事前にお問い合わせください。

日4月1日(木)～30日(金)
問公園みどり課 ☎③21

施策評価・事務事業評価の公表

令和元年度に市が実施した施策・事務事業について、評価結果を市ホームページおよび市役所840情報資料コーナーで公表しています。

問企画経営課 ☎②27

飲食店における喫煙可能室設置の届け出

4月1日に埼玉県受動喫煙防止条例が施行されます。

これにより、既存特定飲食提供施設(※)においては喫煙可能室の設置が原則不可となります。ただし、従業員がいない場合またはすべての従業員から承諾を得た場合に限り設置することが可能です。

喫煙可能室を設置した場合は、健康増進法による届け出に加えて、条例による届け出・報告が必要です。該当の管轄保健所に書類を提出してください。

※令和2年4月1日時点で既に営業している資本金または出資の総額が5千万円以下、客席面積が100平方メートル以下の飲食店
問県健康長寿課 ☎048-830-3582



高齢者向け優良賃貸住宅

対60歳以上の単身者または夫婦(内縁を含む)のどちらかが60歳以上の世帯

募集住宅 安心ハウスやしお(大瀬932-6)、鉄骨3階建て2階

間取り ワンルーム(27平方メートル)

※冷暖房完備、広い談話室、エレベーターあり、バリアフリー
定1戸(申し込み多数の場合、抽選)

費用月額6万5,000円(ほかに共益費など1万円)

※所得に応じ減額(上限3万円)あり

申3月23日(必着)までに、申込書(株小山不動産で入手)に必要書類を添えて、窓口または郵送で(株小山不動産(〒340-0053草加市旭町3-5-3※窓口の場合は、毎週土・日曜日を除く)へ

※なお、募集定数に達しない場合は、引き続き募集します。

問市営住宅課 ☎③26



八潮市文化協会加盟団体

対市内で活動する会員5人以上で、文化活動を行うことを主たる目的とする団体

内市と協働で市民文化祭や書道展、美術展覧会、市民音楽祭などを開催、また協会に所属する加盟団体の支援

費年会費3,000円

申3月14日から4月9日までに規約、役員および会員名簿、事業報告書および計画書(予算書・決算書含む)を添えて文化協会事務局(八幡公民館内 ☎995-6216、受付=午前9時～午後5時)へ

初心者のためのパソコン相談室ボランティア

日月2回(水曜日=午前10時～正午、日曜日=午後1時30分～3時30分)

場やしお生涯学習館

対パソコンの基本操作ができる方

内パソコン操作の支援、相談室の運営など

申3月15日から6月14日までに、申込書(やしお生涯学習館または市ホームページで入手)を窓口、郵送またはファクスでやしお生涯学習館(☎994-1000、FAX994-1004、〒340-0802鶴ヶ曽根420-2)へ

※窓口の場合は、毎週火曜日(火曜日が祝日の場合は水曜日)を除く



ごみ収集カレンダー

令和3年度のごみ収集カレンダーは、市役所および市内各公共施設の窓口で配布しています。また、市ホームページにも掲載しています。収集日および地区により種類が分かれていますので対応するカレンダーをご確認ください。

※家庭ごみは、収集日の朝8時までにお出しく下さい。

ごみや資源物は正しく分別し、決められた収集日の当日、朝8時までに届けてください。
(※資源物のごみは一部別添付の収集期日に注意してください)

令和3年(2021年)5月							令和3年(2021年)6月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						1			1	2	3	4	5
2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12
9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19
16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26
23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30			
30	31												

※収集日カレンダーの対象品目について エアコン・テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機は、家電リサイクル法の対象品目となるため、当では収集しません。

① 買いやすするお品又は購入したお品に引取依頼
② 市の収集・運搬許可業者(〒10)に引取依頼(有料)
③ 指定引取場所(〒10)に直接持ち込み(有料)
④ 市内の家電量販店に引取依頼(有料)

フレイルチェック測定会

高齢者を対象に、健康状態の確認、筋肉量などの測定およびフレイル予防についての講座を実施します。

問長寿介護課 ☎④49

	①	②
日時	4月27日(火) 午後2時～4時(受付=午後1時40分～)	5月25日(火) 午後2時～4時(受付=午後1時40分～)
場所	ゆまにて	八幡公民館
申し込み	3月15日から4月26日までに、電話で東部地域包括支援センターやしお苑(☎998-8895)へ	3月15日から5月24日までに、電話で西部地域包括支援センターケアセンター八潮(☎994-5562)へ

①②共通

対市内在住の65歳以上の方 持筆記用具、飲み物、室内用運動靴、動きやすい服装(裾をひざ下まであげられるズボンなどを着用) 定各20人(申込順) ※当日参加は不可



令和3年4月から

ペットボトルは集積所の回収用ネット袋に入れてください。



問環境リサイクル課 ☎④235